主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人布山富章、同鵜沼武輝及び同竹田藤吉、同和田吉三郎の各上告趣意は、結 局単なる法令違反、事実誤認の主張に帰し、刑訴四〇五条に定める適法な上告理由 に当らない。また記録を調べても同四――条を適用すべきものとは認められない。

よつて刑訴施行法三条の二、刑訴四〇八条により全裁判官の一致で、主文のとおり判決する。

昭和二六年一一月二九日

最高裁判所第一小法廷

毅			野	真	裁判長裁判官
郎	冶	竹	田	沢	裁判官
輔		悠	藤	斎	裁判官
郎		Ξ	松	岩	裁判官